

令和8年度のEBPMの実践について

政府のEBPM取組方針(令和8年2月17日EBPM推進委員会決定)

- **行政事業レビューにおいて、「基礎的なEBPM」を実践**する。
- 行政事業レビューシート及び基金シート（以下「レビューシート等」という。）を、**政策立案や予算要求という将来に向けての「意思決定」の一環**として積極的に活用する。
- 画一的な手法を当てはめるのではなく、**事業の性格を踏まえたメリハリをつける等**、限られたリソースの中であっても、AIやデジタルの活用により、**合理的・効率的に組織の生産性を向上させる手法でレビューシート等の作成・点検を行う**。
- 各府省庁は、その活動を通じて把握した政策担当部局による自主的な事業改善の取組のうち、優れた取組を**優良事業改善事例として積極的に選定し、表彰**するとともに、当該優良事業改善事例を参考として府省庁内に普及させるなど、積極的な事業改善に努めるものとする。
- 規制の立案・改善、税制改正プロセスにおいても、EBPMを実践するための取組を行う。そのほか、各種計画・施策パッケージ等の立案・見直しや、租税特別措置・補助金の適正化の取組においても、EBPMの手法を活用する。

厚生労働省における令和8年度の推進方針

- 各種政策プロセス（政策の立案・評価・見直し）において「基礎的なEBPM」を実践し、より効果的な政策の立案・改善に努める。特に、予算事業については**行政事業レビューシート（以下「RS」という。）を活用し「基礎的なEBPM」の実践を進める**。
 - ① 全てのRSについて、品質管理を進める。特に、令和8年度に作成する予算要求に向けたRSに関して
 - ・「事業の目的」欄に事業実施により達成したい目的が明確に記載されているか、他の政策手段の効果も合わせて達成を目指すさらに大きな目的が明確化されているか。
 - ・「現状と課題」欄が具体的なデータを用いて論じられているか。
 - ・長期アウトカムが適切に設定されているか。といった観点を主なポイントとして品質向上に努める。
 - ② 概算要求額が、既存事業に関しては1億円以上の事業の中から選定した事業を、新規事業に関しては10億円以上の事業を対象に、翌年度に向けた専門家による詳細な内容確認を行い、事業所管部局は当該内容確認の指摘事項を踏まえたRSの見直しを行う。
- 優良事業改善事例の選定・表彰など、その他の取組について、内閣官房行政改革・効率化推進事務局（以下「行革事務局」という。）の方針に沿って対応していく。
- RSを活用した「基礎的なEBPM」を実践する担当者を対象に、「EBPM実践担当者研修」を必須研修として実施する。効果検証に向けたEBPMの基礎から発展的な知識までを習得できるよう、基礎研修（eラーニング）及び応用研修（集合・eラーニング）を実施する。
- EBPMよろず相談所を開設。専門家を配置し、各部局の職員から寄せられるEBPMに関連する相談に対応する。
- 事業所管部局において効果検証を希望する事業の中から、選定基準に基づき対象事業を選定し、効果検証を実施する※1。

※1 令和8年度に効果検証を行う事業は2事業選定済みであり、令和9年度以降に効果検証を行う事業については、効果検証を希望する事業の中から選定を行う予定

参考 E B P Mの実践のスケジュール

